

平成23年度さっぽろ食の安全・安心推進委員会
第5回条例検討専門部会 会議結果（概要版）

【日 時】 平成24年3月22日（木） 14時00分～15時30分
【場 所】 WEST19（中央区大通西19丁目） 2階 研修室A・B
【議 事】 別添式次第に従い、議題ごとに事務局より参考説明を行い、それぞれについて各委員より質問・意見を求めた。

なお、今後は、今回の意見を踏まえて検討報告書の素案を修正し、部会長の了解を得た上で本部会の意見として「さっぽろ食の安全・安心推進委員会」に提出することとした。

【各委員の意見・質問等要約版】

1 これまでの会議の振り返りについて

①	ア 非常によくまとまっているなと感心した。 イ 取りまとめた意見が形になっていくのであれば、すばらしいものになるのではないかと期待する。	(行方委員)
②	食に関する学習機会の充実について、北海道で実施している「食づくり名人」のような登録制度などを作り、食育の現場で啓蒙活動する流れもあるのではないかと、期待している。	(大宮委員)

2 「食の安全・安心を推進するための新たな条例の制定に向けて 検討報告書」素案について

- (1) 条例制定の背景と必要性について
(2) 条例制定の基本的な考え方について

①	「社会的制裁を想定した規制的手法」という表現は、一体どういうことなのか少々気になる。	(大西部会長)
②	ア 市民・事業者のサポートについて、まちづくりセンターの機能を有効に生かすということで、とてもいいことだと思う。 イ まちづくりセンターの活動について、宣伝や広報も大切かと思う。 ウ 「安心の創出と情報」のなかで、アレルギーの調査についての記載があるが、これはとてもいいことだと思う。調査となると、予算面でも大変かと思うが、ぜひ検討していただきたい。	(行方委員)
③	ア 「社会的制裁を想定した規制的手法」という表現は、条例としてどうなのだろうか。 イ 規制的手法の狙いは、不安や安全でないものが広がることを抑えたいということであり、制裁というと、目的とずれるのではないか。	(大金委員)

(3) 新たな条例のすがたについて

①	<p>ア 消費者参加型という部分が少なく感じる。消費者が自ら積極的に食の安全・安心に取り組むことを啓発するようなものも必要ではないか。</p> <p>イ タイムリーな話だが、今の消費者は、今回の条例を放射性物質に汚染された食品に関連したものと思う人も少なくないと思う。</p> <p>ウ 今回の条例は中・長期的なもので、放射性物質に対して特に具体的なものはないようだが、仕方ないのだろうか。</p>
②	<p>ア 放射性物質関係については、「危機管理体制の整備と緊急時の対処」の項に書いてあることが妥当かと思う。</p> <p>イ 市民、事業者の連携について、きっちりとリスクコミュニケーションの視点を持ってやっていただきたい。</p> <p>ウ 安全・安心推進委員会を条例の中に入れるところにおいて、市民の意見を取り込めるような仕組みを敷いたほうが良い。</p>